

序論)

- 今日のテーマは「結婚」と「独身」。使徒パウロの教えを通して、神様のみことばから共に学び、次世代にも伝えるべき大切な原則を心に留めましょう。

1. コリント教会の課題とパウロの応答(1節～2節)

- コリント教会内の問題: 一部の信徒が「男が女に触れないのは良いことだ」(禁欲主義)と主張していた。
- パウロの応答(2節): 「淫らな行いを避けるため、男はそれぞれ自分の妻を持ち、女もそれぞれ自分の夫を持ちなさい。」
 - 禁欲主義的な偏った考えを穏やかに否定。
 - 結婚と夫婦の営みには、「淫らな行いを避ける」効果があり、祝福されたものであることを示す。
 - 性行為は、創造主なる神が定められた一対一の夫婦関係の秩序の中でのみ祝福である。

2. 結婚における夫婦の対等な義務と権利(3節～5節前半)

- 夫婦の義務(3節): 夫は妻に、妻は夫に、互いに義務を果たす(体を明け渡すこと)。
- 夫婦の権利(4節): 妻の体に対する権利は夫に、夫の体に対する権利は妻にある。
- 対等な関係性: 夫と妻は対等であり、お互いに対する義務と権利を尊重する。
- 結婚の秩序の効果: 正しい夫婦関係は、世の性の誘惑から守り、「淫らな行いを避ける」効果をもたらす。
- 警告: 対等な関係が損なわれたり、義務や権利が尊重されないと、夫婦関係は破壊され、性的墮落につながる可能性がある。
- 性の営みの本質: 自分の快樂のためではなく、相手に自分を明け渡し、満足させる「愛の交わり」。
- 次世代への伝達: 聖書が教える正しい性の原則を子どもたちに伝えることの重要性。

3. 例外としての祈りのための別居(5節後半～6節)

- 一時的な別居が許される条件:
 - 祈りに専念するため
 - 互いが合意している
 - 期間が限定されており、必ず再び一緒になることを前提としている

- **パウロの姿勢**: この別居はあくまで「譲歩」であり、命令ではない。夫婦は本来いつも一緒にいるべきであり、その営みも継続されるべきもの。

4. パウロの真の願いと賜物の多様性(7 節)

- **パウロの真の願い**: すべての人がパウロのように「主に仕えることに専念すること」。
 - (「独身であること」は、そのための手段としての文脈的意識)。
 - 妻ではなく【主】のために自分の体を捧げ、人生を明け渡す者となること。
- **賜物の多様性**: 「一人ひとり神から与えられた自分の賜物があるので、人それぞれの生き方があります。」
 - 独身の賜物を持つ人もいれば、結婚を通して主に仕える人もいる。
- **結論**: 結婚も独身も、どちらも主からの尊い賜物。独身の賜物がなく、性的罪を犯す可能性があるなら、結婚して結婚の秩序の中で愛を実践し、主に仕えるのが良い。

5. 独身の恵みと結婚の勧め(8 節～9 節)

- **独身の勧め(8 節)**: やもめや独身の人に対し、「私のようにしていただけるなら、それが良いのです。」
 - パウロ自身が独身の恵み(性的欲情に支配されず、主に専念できる)を実感していたため。
- **結婚の勧め(9 節)**: 「しかし、自制することができないなら、結婚しなさい。欲情に燃えるより、結婚するほうがよいからです。」
 - 欲情に支配されて罪を犯す可能性があるなら、結婚して正しい夫婦関係を築く方が良い。
- **大切なこと**: 独身か結婚かではなく、【主】が用意されている召しと賜物に従い、【主】の栄光を表していくこと。

結論)

- **結婚も独身も**: どちらも神様から与えられた尊い賜物であり、優劣はない。
- **結婚の恵み**: 夫婦が互いに自分を明け渡し、愛を実践し、性的な誘惑から守られ、神様の愛を具体的に表す道。
- **独身の恵み**: 神様が与える賜物によって、より【主】に専念し、主に仕えることができる道。
- **求められていること**: 自分に与えられた賜物を正しく受け取り、感謝して、その道で神様に忠実に仕えること。他人と比べて卑下したり、誇ったりする必要はない。
- **究極の目的**: 結婚も独身も、究極的には「自分のため」ではなく、「主のため」にある。私たちの人生の目的は、イエス・キリストに贖われた者として「神様の栄光を現すこと」。
- **実践**: 神様が与えられた賜物を受け入れ、感謝して主のために歩む。また、今日の「性の原則」を子どもたちにも伝えていきましょう。